

東彼杵町告示第108号

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年11月13日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

う。)は、 補助金申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 代金の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書の写し等)

(2) 購入した機器のメーカー、型番が確認できるもの(保証書の写し、紙の説明書、写真等)

(3) 振込口座の確認ができるもの(振込先口座と照合できれば良い)

(補助金の交付)

う。)は、着手前に補助金申請書 (様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象機器設置の見積書の写し

(2) 設置しようとしている補助対象機器の機能が記載されているカタログの写し

(3) 個人情報の調査及び利用に関する同意書

(実績報告)

第8条 補助事業者は交付決定を受けた日から起算して60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、成果を記載した特殊詐欺対策電話機等設置補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 補助対象機器設置後の写真

(補助金の額の確定)

第9条 町長は前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類審査及び必要に応じて実地検査を行い、補助金の額を確定し、特殊詐欺対策電話機等設置補助金額確定通知書(様式第4号)で通知する。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、町長に特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は前条の規定により補助金の交付を決定した後、補助事業者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 町長は補助事業者が不正な方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は当該補助金で設置した電話機又は機器を町長の承認を受けずに設置の目的に反して使用し、又は譲渡及び貸付けを行ってはならない。

(設置後の維持管理)

第11条 電話機又は機器設置後の維持管理費は、設置した者の負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第11条 町長は前条の規定により適法な請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 町長は補助事業者が不正な方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は当該補助金で設置した電話機又は機器を町長の承認を受けずに設置の目的に反して使用し、又は譲渡及び貸付けを行ってはならない。

(設置後の維持管理)

第14条 電話機又は機器設置後の維持管理費は、設置した者の負担とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金申請書兼請求書

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者住所
氏名
連絡先

特殊詐欺対策電話機等の設置について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱第6条の規定により申請し、請求します。

記

1. 対象経費(事業費) _____ 円 (消費税込)

2. 購入年月日 令和 年 月 日

3. 補助金申請額 _____ 円 $\left[\begin{array}{l} \text{事業費} \times 50\% \text{ 千円未満の端数は切捨て} \\ \text{固定電話機 上限 10,000 円} \\ \text{固定電話機に接続して用いる機器 上限 5,000 円} \end{array} \right]$

4. 申請機器種別 固定電話機 ・ 固定電話機に接続して用いる機器

5. 機器メーカー パナソニック シャープ オンキヨー&パイオニア
 レッツコーポレーション 太知ホールディングス
 東芝エリートレーディング 山善 その他 ()

6. 機器型番 _____

7. 振込指定口座

| | | | |
|---------------|---------|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 預金種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| フリガナ 口座名義人 | | | |

※申請者本人の口座に限ります。

8. 添付書類
- ① 代金の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書の写し等）
 - ② 購入した機器のメーカー、型番が確認できるもの（保証書の写し、紙の説明書、写真等）
 - ③ 振込先口座の確認ができるもの（振込先口座と照合できれば良い）

(裏面)

誓約書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- この書類等により町が次の情報を調査し、利用することに同意します。また、次の情報について調査を受けた関係機関が回答することに同意します。(要綱第3条)
1. 住民基本台帳及び戸籍に関する情報
 2. 納税に関する情報
 3. その他必要な情報
- この書類に記載した固定電話機、又は固定電話機に接続して用いる機器の購入に係る本補助金の申請は初めてです。(要綱第3条、第5条)
- この書類に記載した固定電話機、又は固定電話機に接続して用いる機器の購入は、申請者が使用し、転売、譲渡、貸付等を目的としたものではありません。(要綱第4条、第10条)
- 補助金交付後、本補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、町の指示に従い速やかに補助金を返還します。(要綱第9条、第10条)
- 本補助金申請の対象の固定電話機、又は固定電話機に接続して用いる機器について、設置後も申請者が維持管理します。(要綱第11条)

令和 年 月 日

申請者

氏名(自署)

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長



東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金を下記のとおり決定したので、東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付決定の内容

3 交付の条件

東彼杵町特殊詐欺対策電話機等設置補助金交付要綱を遵守すること。